

令和8年

4月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和8年4月定例総会 会議録

1 日 時 令和8年4月13日(月) 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員(24名)

1番	莊司太一郎	委員	2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員
4番	大場 重樹	委員	5番	石川 渡	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	吉高祐二郎	委員				9番	佐藤 秀之	委員
						12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員	14番	樋口 準二	委員	15番	佐々木浩希	委員
16番	佐藤 浩良	委員	17番	高橋 公基	委員			
19番	佐藤 利篤	委員				21番	土田 治夫	委員
22番	伊藤 正行	委員	23番	佐々木治人	委員	24番	伊與田明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
28番	田村 晴久	委員	29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員(5名)

8番	五十嵐弘樹	委員	10番	飯塚 将人	委員	11番	佐藤 晴子	委員
18番	三浦ひとみ	委員	20番	阿部 香美	委員			

5 事務局職員出席者

事務局長	玉澤千秋	事務局次長	齋藤理博
農地主査兼農地係長	土門純洋	主事	水島直哉
建設産業主査	安倍 誠	調整主任	小松文緒

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第17号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第18号	農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について
議第19号	酒田農業振興地域整備計画の変更について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○事務局長 おはようございます。

ただいまから令和8年4月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

4月の年度初めということで、初めに農業委員憲章の唱和を行います。

土田会長職務代理、お願いいたします。

○土田治夫 会長職務代理者 おはようございます。

それでは、農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。

ご起立ください。

私が本文のそれぞれの「一つ、農業委員会は」まで読み上げますので、引き続き本文をご唱和願います。

それではまいります。

農業委員会憲章。

私たち農業委員会は、農業、農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一つ、農業委員会は、農業、農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

一つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一つ、農業委員会は、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。

○土田治夫 会長職務代理者 ありがとうございます。ご着席ください。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、開会に当たり、齋藤会長が挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○事務局長 ありがとうございます。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長、よろしく願います。

○齋藤 均 議長 それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、8番、五十嵐弘樹委員、10番、飯塚将人委員、11番、佐藤晴子委員、18番、三浦ひとみ委員、20番、阿部香美委員の5名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎会議録署名委員の指名

○齋藤 均 議長 最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、19番、佐藤利篤委員、22番、伊藤正行委員をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長 最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○事務局長 報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について16件、2番、農地法第5条届出書の受理について3件、3番、農地の現況等に係る照会に対する回答について1件、4番、解約1件、5番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について11件、以上32件につきまして農地係長が報告いたします。

○事務局

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長 報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。
ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議 事

○齋藤 均 議長 これより議事に入ります。

議第17号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第17号 農地法第3条の規定による許可申請については42件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして農地係長が説明いたします。

○事務局 議第17号 農地法第3条の規定による許可申請について。

14ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

酒田58番、使用貸借、保岡の田畑15筆、保岡の〇〇さんから、〇〇さんへ。申請事由はその他で、親子間の経営委譲、20年になります。

15ページをご覧ください。

酒田59番、使用貸借、手蔵田、小牧の田畑24筆、手蔵田の〇〇さんから手蔵田の〇〇さんへ。申請事由はその他で、親子間の経営委譲、20年になります。

16ページをご覧ください。

酒田60番、使用貸借で、坂野辺新田の畑。山林とあるのは現況畑3筆、坂野辺新田の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ。申請事由はその他で、10年になります。

酒田61番、賃貸借、手蔵田の田10筆、手蔵田の〇〇さんから手蔵田の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり1万円、3年になります。

酒田62番、賃貸借、手蔵田の田4筆、手蔵田の〇〇さんから手蔵田の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり1万円、3年になります。

17ページをご覧ください。

酒田63番、賃貸借、藤塚の田2筆、藤塚の〇〇さんから遊佐町の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり3,883円、5年になります。

酒田64番、賃貸借、広野の田15筆、広野の〇〇さんから広野の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり1万円、10年になります。

酒田65番、賃貸借、熊手島の田1筆、熊手島の〇〇さんから熊手島の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり1万円、10年になります。

18ページをご覧ください。

酒田66番、賃貸借、新堀の田1筆、新堀の〇〇さんから新堀の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり5,000円、10年になります。

酒田67番、賃貸借、手蔵田の田3筆、手蔵田の〇〇さんから手蔵田の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり1万円、1年になります。この案件は、農地中間管理事業に移行の予定

です。

酒田68番、賃貸借、横代の田4筆、横代の〇〇さんから〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり1万円、1年になります。こちらも農地中間管理事業に移行予定です。

酒田69番、所有権移転、遊摺部の畑2筆、遊摺部の〇〇さんから遊摺部の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり売買価格は15万3,846円、総額20万円になります。

19ページをご覧ください。

酒田70番、所有権移転、字扇谷地の田3筆、亀ヶ崎の〇〇さんから亀ヶ崎の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり売買価格は30万円、総額227万5,000円になります。

酒田71番、所有権移転、庭田の田1筆、東泉町三丁目の〇〇さんから庭田の〇〇さんへ。申請事由はその他で贈与になります。

酒田72番、所有権移転、浜中の畑。原野とあるのは現況畑4筆、浜中の〇〇さんから浜中の〇〇さんへ。申請事由は、その他で交換になります。

酒田73番、所有権移転、浜中の畑4筆、浜中の〇〇さんから浜中の〇〇さんへ。申請事由はその他で交換になります。

なお、酒田72番と酒田73番は親族間の交換です。面積に差がありますが、交換による精算金はないとのこと。所得税については税務署に相談してもらうように伝えてあります。

20ページをご覧ください。

八幡22番、賃貸借、福山の田2筆、福山の〇〇さんから福山の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり1万円、10年になります。

八幡23番、賃貸借、新出の田13筆、新出の〇〇さんから新出の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり、字安宝山が3,000円、他が8,000円、10年になります。

八幡24番、賃貸借、新出の田1筆、新出の〇〇さんから新出の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり8,000円、10年になります。

21ページをご覧ください。

八幡25番、賃貸借、新出の田7筆、新出の〇〇さんから新出の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり3,000円、10年になります。

なお、八幡23から25番については基盤整備事業に影響はございません。

八幡26番、賃貸借、新出の田1筆、新出の〇〇さんから新出の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり3,000円、10年になります。

八幡27番、賃貸借、北青沢の田1筆、北青沢の〇〇さんから下青沢の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり1,000円、10年になります。

22ページをご覧ください。

八幡28番、賃貸借、上青沢の田3筆、小泉の〇〇さんから下青沢の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり2,500円、10年になります。

八幡の29番ですが、こちらは取下げ申請がありましたので取下げです。

八幡30番、所有権移転、下黒川の田畑4筆、北新町の〇〇さんから〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり、田の売買価格は1万1,454円、畑が4,921円、総額1万1,870円になります。

23ページをご覧ください。

八幡31番、使用貸借、北青沢、上青沢の田畑15筆、市条の〇〇さんから市条の〇〇さんへ。申請事由はその他で、親子間の経営委譲、10年になります。

24ページをご覧ください。

八幡32番、賃貸借、北青沢の田5筆、小泉の〇〇さんから市条の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり5,000円、10年になります。

八幡33番、賃貸借、北青沢の田2筆、豊原の〇〇さんから北青沢の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり5,000円、10年になります。

八幡34番、賃貸借、北青沢の田2筆、市条の〇〇さんから北青沢の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり5,000円、10年になります。

25ページをご覧ください。

八幡35番、賃貸借、北青沢の田1筆、こあら二丁目の〇〇さんから北青沢の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり5,000円、10年になります。

八幡36番、賃貸借、上青沢の田1筆、安田の〇〇さんから〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、

10アール当たり5,000円、10年になります。

26ページをご覧ください。

八幡37番、賃貸借、北青沢、上青沢の田8筆、仙台市の〇〇さんから北青沢の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり字家ノ前、字南ノ前田が5,000円、ほか2,500円、10年になります。

八幡38番、賃貸借、北青沢の田4筆、市条の〇〇さんから入船町の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり2,500円、10年になります。

27ページをご覧ください。

八幡39番、賃貸借、北青沢の田1筆、豊原の〇〇さんから法連寺の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり2,500円、10年になります。

八幡40番、賃貸借、上青沢の田1筆、市条の〇〇さんから法連寺の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり2,500円、10年になります。

八幡41番、賃貸借、北青沢の田3筆、北青沢の〇〇さんから法連寺の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり1,500円、10年になります。

28ページをご覧ください。

八幡42番、賃貸借、上青沢の田3筆、法連寺の〇〇さんから法連寺〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり字南ノ前田は5,000円、字菖蒲谷地が2,500円、10年になります。

八幡43番、賃貸借、上青沢の田3筆、新橋四丁目の〇〇さんから法連寺の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たりが字南ノ前田5,000円、字大蒸野は2,500円、10年になります。

29ページをご覧ください。

八幡44番、賃貸借、北青沢、上青沢の田6筆、北青沢の〇〇さんから法連寺の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり字白玉が2,500円、ほか5,000円、10年になります。

なお、八幡32番から八幡44番は、農事組合法人解散に伴う移転になります。

平田2番、使用貸借、山谷新田の田、原野は現況畑4筆、東泉町三丁目の〇〇さんから山谷新田の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で利用集積事業の更新です。5年になります。

30ページをご覧ください。

平田3番、所有権移転、西坂本、田沢の田畑18筆、飛鳥の〇〇さんから山元の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり田が売買価格12万円、畑が5,000円、総額84万6,825円になります。

31ページをご覧ください。

平田4番、所有権移転、中野俣の田1筆、字南町の〇〇さんから中野俣の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり売買価格が10万円、総額8万4,000円になります。

平田5番、所有権移転、中野俣の田1筆、中牧田の〇〇さんから中野俣の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり売買価格が10万円、総額6万6,400円になります。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員 12番、兼山です。

4月6日に第1班による農地調査委員会を行っております。議第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めにお願いします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、これより質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

29番、遠田裕己委員に該当する案件がありますので、その案件を先に審議します。

29番、遠田裕己委員の退席を求め、暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○齋藤 均 議長 再開します。

質疑に入ります。

29番、遠田裕己委員に関連する議案書21、22ページ、八幡27番、28番の議事参与の制限の案件についてご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

八幡27番、28番の議事参与の制限の案件について許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議ないようですので、八幡27番、28番の議事参与の制限の案件については許可決定といたします。

ここで29番、遠田裕己委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

(休 憩)

(再 開)

○齋藤 均 議長 再開いたします。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

佐藤委員。

○27番 佐藤耕造委員 27番、佐藤です。

20ページの八幡の23番、備考のほうに安宝の山というのがありますけれども、地目のほうに山がないので、これ田んぼですよ。読むときは田んぼって言ったような気がしたんですが。

(「安宝山という地名です」と呼ぶ者あり)

○27番 佐藤耕造委員 安宝山なんですか。

(「安宝山という地名です」と呼ぶ者あり)

○27番 佐藤耕造委員 失礼しました。

○齋藤 均 議長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第17号、これまで許可決定した議事参与の制限以外の議案について許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議がないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について許可決定といたします。

以上により、議第17号については全て許可決定となりました。

続きまして、議第18号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請についてを上程の上、議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第18号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、やまがた農業支援センターに農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの可否を決定しようとするものであります。

詳細について農地係長が説明いたします。

○事務局 議第18号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について、議案書33ページの表をご覧ください。

初めに、所有権移転でございますが、こちらは出し手が漆曾根の〇〇さん、受け手が飛鳥の〇〇さん、物件は飛鳥地内の田4,000平方メートル。公告日は令和8年5月17日、10アールの田、60万円であります。

次に、34ページの集計表ですが、こちら6件、17筆は所有者不明農地の賃貸借案件となります。所有者不明の農地の賃貸借は、所有者不明の探索や県知事裁定などの手続を経て中間管理機構を通して可能となります。

集計表を読み上げます。

知事1、貸付け者、亡〇〇相続財産、田2筆、権利の種類、賃貸借、貸付收受回数5回、10アール当たり賃料1万円、借受け者、漆曾根の〇〇さんです。

知事2、貸付け者、亡〇〇相続財産、田4筆、権利の種類、賃貸借、貸付收受回数5回、10アール当たり賃料1万円、借受け者、本川の〇〇さんです。

知事3、貸付け者、広岡新田の亡〇〇相続財産、田2筆、権利の種類、賃貸借、貸付收受回数5回、10アール当たり賃料8,000円、借受け者、坂野辺新田の〇〇さんです。

知事4、貸付け者、広野の亡〇〇相続財産、田2筆、権利の種類、賃貸借、貸付收受回数10回、10アール当たり賃料8,000円、借受け者、坂野辺新田の〇〇さん。

知事5、貸付け者、広野の亡〇〇相続財産、田2筆、権利の種類、賃貸借、貸付收受回数10回、10アール当たり賃料8,000円、借受け者、坂野辺新田の〇〇さんです。

知事6、貸付け者、桜林の亡〇〇相続財産、田5筆、権利の種類、賃貸借、貸付收受回数5回、10アール当たり賃料1万円、借受け者、桜林の〇〇さんです。

次に、35ページの集計表ですが、こちらは賃借権の移転になります。

物件は落野目地内の田2筆、1,477平方メートル、公告日は令和8年6月17日、10アール当たり賃料は字加久地が1万円、字杉之崎が5,000円、板戸の〇〇さんから落野目の〇〇さんへの移転となります。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員 12番、兼山です。

議第18号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、農地調査委員会では協議及び審議の結果、要請することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 それでは、これより質疑に入ります。

本件は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件になります。

2番、土田治夫委員が該当しますので退席を求めます。

暫時休憩します。

(休 憩)

(再 開)

○齋藤 均 議長 再開します。

土田治男委員の案件についてご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

第18号 農用地利用集積等促進計画策定に関わる要請について、要請することを決定に異議はないようですので、議第18号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について、要請することを決定いたします。

議事参与の制限の案件について要請することを決定いたします。

ここで、21番、土田治夫委員の退席を解除し、暫時休憩いたします。

(休 憩)

(再 開)

○齋藤 均 議長 再開します。

議事参与の制限以外の案件について質問ございませんか。

後藤委員。

○2番 後藤保喜委員 2番、後藤保喜です。

34ページの知事裁定ということについて、もう少し詳しく知りたいんですけども。

○齋藤 均 議長 事務局、お願いします。

○事務局 こちらに関しては、借受け者の方から、相続人が相続財産管理といいますか、相続人が亡くなった土地について借受けの希望がありまして、そちらについて所有者について捜索を経て、捜索の公示だけは行いまして、所有者というか相続人が確定できないものについて、農地中間、やまがた農業支援センターのほうに、今の形で賃貸借することについて要請したものです。

○齋藤 均 議長 局長。

○事務局長 地権者の方が亡くなって、普通、相続人の方がいれば、その方と賃貸借契約ができますけれども、相続される方がちょっと分からないケースが最近増えております。2分の1以上とか分かれば中間管理機構とかの手続きもできるんですが、誰も分からないケースも増えておまして、ただ、そのままですと、その土地は誰も利用できなくなり、遊休農地・荒廃農地化してしまいますので、それを避けるためにも、相続人が不明であった場合は、まず市の農業委員会が、その方、例えば旦那さんであれば奥さん、配偶者の方ですとかお子さんですとか相続人になる方を検索いたします。

ただ、延々と検索しても不明な場合もございまして、その際は、やまがた農業支援センターのほうに、まず相続人がいないけれども借りたいということで促進計画ですかね、認可して、計画を策定することを要請いたします。支援センターのほうではそれを受けまして、県知事のほうに裁定をしてほしいということで依頼をして、県知事がそれをオーケー、裁定するとなりましたらば、初めてそれがやまがた支援センターのほうに行って、支援センターと借受人との間で農地の貸し借りが成立するということとなります。

ただ、その賃借料につきましては、地権者の相続人が不明ですので誰に払うか、ちょっとそれは払えない状況にはなりますけれども、借りている人は、まず支援センターのほうに賃借料を払う、支援センターは、そのお金を法務局に供託という形で預けるというような形になっております。

知事裁定というのは、この一連の流れの一つといたしますか、知事の裁定を受けて貸し借りが可能になるというような制度というふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○齋藤 均 議長 これから、こういう例がかなり出てくる。月1回、私も常設審議委員会で県の諮問会に出ますけれども、ほかの市町村もかなり出てきておまして、その都度、常設審議委員会に裁定の案件が上がってくるような状態ですので、頭の中に皆さんも覚えておいていただきたい。よろしいでしょうか。

○13番 尾形大介委員 ついでに聞いていいですか。

○齋藤 均 議長 どうぞ、尾形委員。

○13番 尾形大介委員 13番、尾形です。

さっきのやつなんですけれども、じゃ、これ契約期間ですけれども、一番上だと令和8年から令和13年、5年間ですけれども、この賃料収受回数5回って、これ5年間は5回、25年間、今まできた。20年間、今までやってきたということですか。5回って、これ1年1回の5回ということですか。

○事務局 いや、5回。5回、1年に1回。5年というふうな……

○13番 尾形大介委員 5年という意味ですか。

○事務局 年数見ると8年の7月1日から13年の3月31日まで、5年よりもちょっと……

○13番 尾形大介委員 その前はなかった。8年、今年から発生したということですか。

○事務局 そうですね。

○13番 尾形大介委員 この相続人がなくなったのは今年から発生した……

○事務局 今年から……

○13番 尾形大介委員 でも、5回となっていたから。

○事務局 5回というのは、5年いっぱいにならんで、5回、お金が1年で1回お金といいますか、1年の作付とかのサイクルなのか……

○13番 尾形大介委員 8年から13年まで1回ずつの5回払うという5回ですか。今までやった受けたのが5回受けたんじゃないくて、契約が5回したわけじゃなくて。分かりました。

○齋藤 均 議長 ほかに。

佐藤委員。

○9番 佐藤秀之委員 9番、佐藤です。

今の知事裁定の件ですけれども、ちょっと関連で教えてほしいんですけれども、例えば、相続放棄になってしまって誰もいないとなったら、それも該当になるんですか。

○事務局長 相続の放棄の場合で、例えば財産管理清算人という方が立てられていると、その方との話合いになりますけれども、いない場合は、今回のような知事裁定の流れに乗せることができます。

○9番 佐藤秀之委員 いなかった場合。

○事務局長 はい。

○齋藤 均 議長 これも県会議では全部相続人いるんだけれども、家系図と一緒に相続放棄で申請はして、同じような形で供託金支払いということ。

○9番 佐藤秀之委員 そうしたら、土地改良区だとかそういうのも時間かかるわけですか。

○齋藤 均 議長 相続放棄してから……

○9番 佐藤秀之委員 あれはつくった人が……

○齋藤 均 議長 つくった人は水利費を土地改良区に払うわけだから、税金のほうはちゃんと。税金だとなれば相続放棄の。

○9番 佐藤秀之委員 分かりました。

○齋藤 均 議長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようでしたら、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第18号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について、議事参与の制限以外の案件について要請することを決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議ないようですので、議第18号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について要請することを決定いたします。

続きまして、議第19号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第19号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、酒田市長から意見を求められているものです。

詳細について農地係長が説明いたします。

○事務局 それでは、議案書の37ページをご覧ください。

今回の変更は、農地から農業用施設用地への用途変更です。

別添資料18ページをご覧ください。

事業計画者は、〇〇さん、飛鳥の田1筆、2,604平方メートルを乾燥調製施設及び倉庫を整備するための用途区分の変更になります。施設の内容は、乾燥機等格納庫1棟195平方メートル、倉庫1棟132平方メートル、もみ殻庫2棟、計18平方メートル、集じん室39平方メートルになります。工期は令和8年秋頃から4か月程度を予定しています。

別添資料20ページをご覧ください。

場所は、ひらたタウンセンターの西側の農地になります。

別添資料23ページをご覧ください。

こちらは建物の配置図になります。

別添資料24、25ページをご覧ください。

こちらは現況写真となっております。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員 12番、兼山です。

4月6日に第1班による農地調査委員会を行っています。議第19号 酒田農業振興地域整備計画の変更について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、変更することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 それでは、これより質疑に入ります。

本件は農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件であります。

21番、土田治夫委員が該当しますので退席を求めます。

暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○齋藤 均 議長 再開します。

議第19号 酒田農業振興地域整備計画の変更について、ご質問ございませんでしょうか。

佐藤委員。

○9番 佐藤秀之委員 9番、佐藤です。

この建物と建物の間に挟まれるような形になる。この間、何か田んぼあるみたいですが、これの日当たりとかは影響ないんですか。

○齋藤 均 議長 事務局。

○事務局 周辺の耕作者の方からは同意書は取り付けているようでしたので、変更がないものと考えます。

○9番 佐藤秀之委員 分かりました。

○齋藤 均 議長 ほかにございませんでしょうか。

何か事務局、係長、補足説明あるのであれば、何か。

○事務局 耕作者については本人が耕作されているということでした。周辺の農地の方からは同意書はもらっておりましたので、提出させていただきます。

○齋藤 均 議長 ほかにございませんでしょうか。

いようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第19号 酒田農業振興地域整備計画の変更について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議ないようですので、議第19号 酒田市農業振興地域整備計画の変更については許可決定といたします。

議事参与の制限を許可します。

ほかに、総会、皆さんからその他で受け付けますけれども、何かございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 それでは、これをもちまして4月定例総会を終了いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時30分 閉会)

酒田市農業委員会規程第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年4月13日

酒田市農業委員会

議 長
(会 長)

会長職務代理者

農地調査委員長

農 業 委 員

農 業 委 員
